

平成27年度
第1回（仮称）碩田中学校区新設校開校準備委員会

日時：平成27年4月21日（火）

19:00～

場所：大分市教育センター・302研修室

I 開会のことば

II 出席者自己紹介

III （仮称）碩田中学校区新設校開校準備委員会規約（案）について

IV 会議の傍聴に関する要領（案）について

V 委員長、副委員長あいさつ

VI 議事

1 経過報告

2 開校準備委員会の運営について

3 会議の開催について

4 その他

VII 閉会のことば

VI 議事

1 経過報告

(1) 積田中学校区適正配置推進方針について

(2) 積田中学校区施設一体型小中一貫教育校グランドデザインについて

2 開校準備委員会の運営について

(1) 開校準備委員会について

(2) 専門部会について

3 会議の開催について

(1) 開校準備委員会について

<平成27年度分>

第2回 . . . 8月18日(火)

第3回 . . . 11月17日(火)

第4回 . . . 2月16日(火)

(2) 専門部会について

第1回 . . . 5月11日(月) 19:00~
大分市教育センター・大会議室

4 その他

(1) 第2回開校準備委員会の開催について

○ 開催案内

第1回（仮称）碩田中学校区新設校開校準備委員会

資料集

(仮称)碩田中学校区新設校開校準備委員会構成員一覧

(敬称略)

校区等	氏名	役職等
碩田中学校	伊藤 進	碩田中学校長
	佐藤 憲幸	碩田中学校PTA会長
荷揚校区	中村 信幸	荷揚校区自治委員校区会長
	安東 美智代	荷揚町小学校長
	神崎 大輔	荷揚町小学校PTA会長
中島校区	吉田 淳	中島校区自治委員校区会長
	山岡 聰	中島小学校長
	竹内 繁	中島小学校PTA会長
住吉校区	村山 一記	住吉校区自治委員校区会長
	岩本 康伸	住吉小学校長
	分藤 貴弘	住吉小学校PTA会長
アドバイザー	伊藤 安浩	大分大学教育福祉科学部教授
	西村 謙司	日本文理大学工学部准教授
大分市	倉原 洋	教育部次長兼社会教育課長
	御手洗 功	学校教育課長
	池辺 誠	学校施設課長
	有馬 徹	スポーツ・健康教育課長
	佐藤 修	教育企画課長

事務局	大戸 桂治	教育企画課 参事
	山本 豊	教育企画課 参事補
	野崎 修	教育企画課 主査

(仮称)碁田中学校区新設校開校準備委員会規約(案)

(委員会の目的)

第1条 碁田中学校区新設校開校準備委員会(以下「委員会」という。)は、碁田中学校区における新設校の開校準備を円滑に推進するため、必要な事項に関する協議を行う。

(所掌事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 校名、校章、校歌などの新設校の開校準備に関すること
- (2) PTA組織、見守り態勢などの学校支援に関すること
- (3) 学校開放、社会体育団体の施設利用などの新設校の施設の開放や利用に関すること
- (4) その他、委員会が必要と認める事項

(委員会)

第3条 委員会の委員の構成は別表第1のとおりとする。

2 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、碁田中学校長を充てる。

2 委員長は委員会を主宰し、必要に応じて委員会を招集する。

3 委員会に副委員長を置き、碁田中学校PTA会長を充てる。なお、委員長が欠けた場合は、委員長の職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 委員会にアドバイザーを置き、専門的事項について助言を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会の円滑な議事運営を図るため、委員会の下部機関として学校部会、学校支援部会、施設部会の3つの専門部会を設置する。

2 各専門部会は委員会から付託された事項の検討を行い、検討結果を委員会に報告する。

3 専門部会の委員の構成は別表第2のとおりとする。

4 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、荷揚町小学校長、中島小学校長、住吉小学校長を充てる。

2 部会長は専門部会を主宰し、必要に応じて専門部会を招集する。

3 専門部会に副部会長を置き、荷揚町小学校PTA会長、中島小学校PTA会長、住吉小学校PTA会長を充てる。なお、部会長が欠けた場合は、部会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、原則公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は教育委員会教育企画課に置く。

2 専門部会の事務局は教育委員会学校教育課、社会教育課、学校施設課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会で協議のうえ決定する。

附則

(施行期日)

この規約は平成27年 月 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

碩田中学校長、碩田中学校PTA会長

荷揚校区自治委員校区会長、荷揚町小学校校長、荷揚町小学校PTA会長

中島校区自治委員校区会長、中島小学校校長、中島小学校PTA会長

住吉校区自治委員校区会長、住吉小学校校長、住吉小学校PTA会長

教育企画課長、学校教育課長、学校施設課長、スポーツ・健康教育課長、社会教育課長

別表第2(第6条関係)

荷揚町小学校校長、中島小学校校長、住吉小学校校長

荷揚町小学校PTA会長、中島小学校PTA会長、住吉小学校PTA会長

碩田中学校教職員、碩田中学校保護者

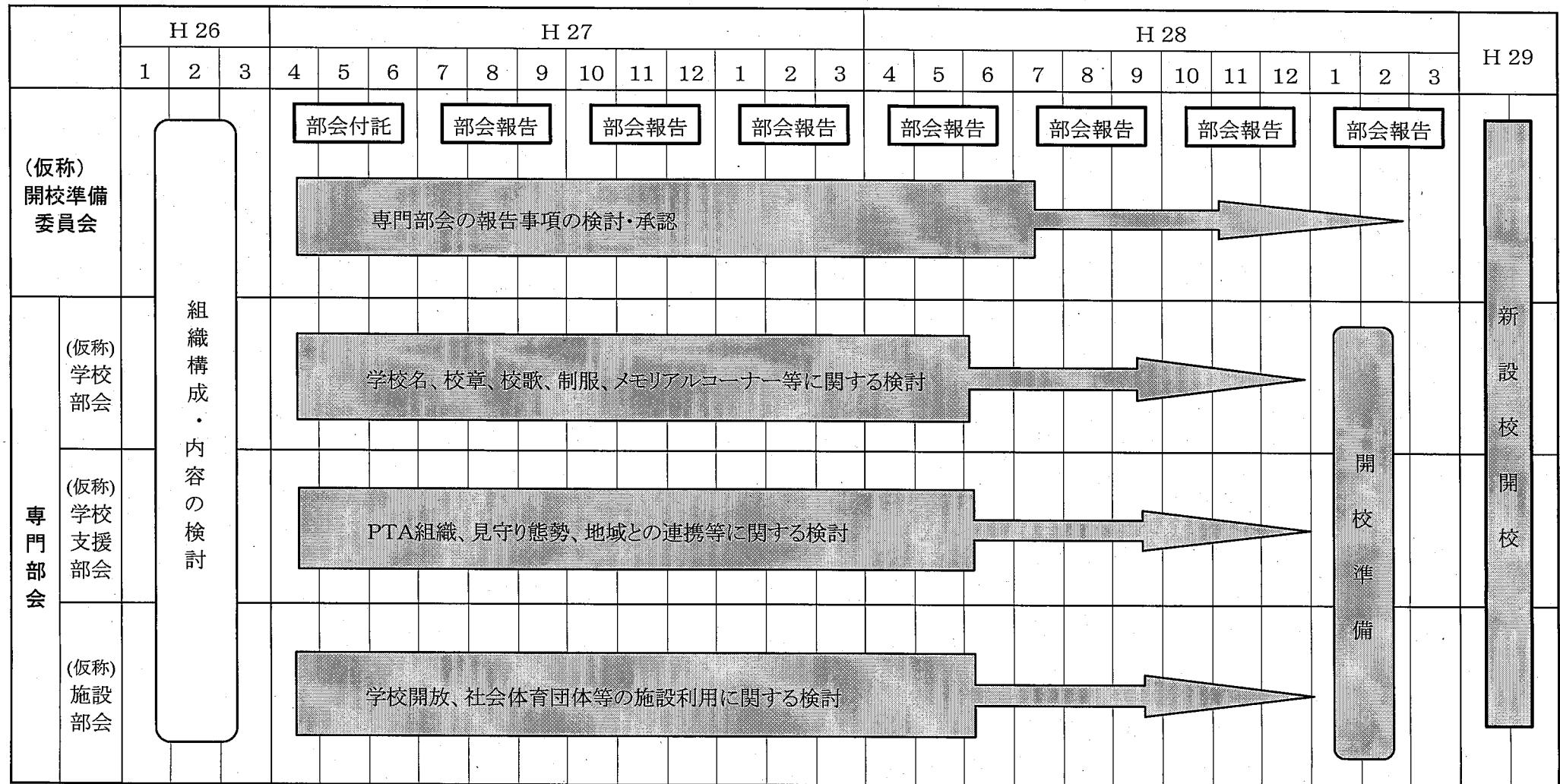
荷揚町小学校教職員、荷揚町小学校保護者

中島小学校教職員、中島小学校保護者

住吉小学校教職員、住吉小学校保護者

教育企画課職員、学校教育課職員、学校施設課職員、スポーツ・健康教育課職員、社会教育課職員

● 新設校開校準備に係るスケジュール(案)



開校準備委員会と専門部会の組織図(案)

●開校準備委員会

(仮称) 開校準備委員会

校長・PTA会長	碩田中学校長	碩田中学校PTA会長	
荷揚校区	自治委員校区会長	荷揚町小学校長	PTA会長
中島校区	自治委員校区会長	中島小学校長	PTA会長
住吉校区	自治委員校区会長	住吉小学校長	PTA会長
アドバイザー	学識経験者 2名		
大分市	◎教育企画課 学校教育課 学校施設課 スポーツ・健康教育課 社会教育課		

<協議内容> ○専門部会の報告事項の検討、承認 など

●専門部会

(仮称) 学校部会

校長 PTA会長	荷揚町 小学校長	中島小学校 PTA会長
碩田中	教職員	保護者
荷揚町小	教職員	保護者
中島小	教職員	保護者
住吉小	教職員	保護者
大分市	◎学校教育課 学校施設課 教育企画課	

<協議内容>

- 学校名、校章、校歌に関する検討
- 制服に関する検討
- メモリアルコーナーに関する検討 など

*上記の構成を基本とし、専門部会の協議内容に応じて、会議に委員以外の出席を求め、説明や意見を聞くことができる。 ◎は各事務局

(仮称) 学校支援部会

校長 PTA会長	中島 小学校長	住吉小学校 PTA会長
碩田中	教職員	保護者
荷揚町小	教職員	保護者
中島小	教職員	保護者
住吉小	教職員	保護者
大分市	◎社会教育課 学校教育課 教育企画課	学校施設課 学校施設課

<協議内容>

- PTA組織に関する検討
- 通学の見守り態勢に関する検討
- 地域との連携に関する検討 など

(仮称) 施設部会

校長 PTA会長	住吉 小学校長	荷揚町小学校 PTA会長
碩田中	教職員	保護者
荷揚町小	教職員	保護者
中島小	教職員	保護者
住吉小	教職員	保護者
大分市	◎学校施設課 スポーツ・健康教育課 教育企画課 社会教育課	

<協議内容>

- 校舎建設期間中の施設利用に関する検討
- 学校開放など施設利用に関する検討
- 社会体育団体の施設利用に関する検討 など

碩田中学校区新設校開校準備委員会の会議の傍聴に関する要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、碩田中学校区新設校開校準備委員会規約第8条第2項の規定により、碩田中学校区新設校開校準備委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議の傍聴希望者は、受付において、傍聴希望者受付簿(別紙1)に氏名、居住小学校区を記入するものとする。

- 2 前項の場合において、委員会は、会議の傍聴に関する注意事項(別紙2)を会場に掲示するとともに、記載事項を遵守する旨の同意を求めるものとする。
- 3 委員会は、傍聴の承認をするに当たっては、傍聴希望者受付簿に記入した傍聴希望者の順にこれを行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員会は、会場の収容人員に応じて、傍聴希望者を制限することができる。
- 5 委員会は、第3項の規定により、傍聴の承認をしたときは、傍聴者に傍聴承認書(別紙3)を交付するものとする。

(傍聴を承認しない者)

第3条 委員会は、傍聴希望者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、傍聴の承認をしないものとする。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード、その他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) 酒気を帶びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は当該会議の協議等を阻害する行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害すると委員会が認める行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合の措置)

第5条 委員会は、傍聴者が会議を傍聴するに当たり前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(会議資料の提供)

第6条 委員会は、傍聴者に会議資料を配布することにより、傍聴者が会議の内容を理解することが容易となるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年 月 日から実施する。

(別紙1)

傍聴希望者受付簿

平成 年 月 日開催

会場に掲示された注意事項を遵守することに同意します。

(仮称) 碩田中学校区新設校開校準備委員会

(別紙2)

会議の傍聴に関する注意事項

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害する行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の規定による遵守事項を守らないときは、会場から退場していただく場合があります。

(仮称) 碩田中学校区新設校開校準備委員会

(別紙3)

N o. _____

傍聴承認書

第 回 (仮称) 碩田中学校区新設校開校準備委員会の会議の傍聴を承認します。

(仮称) 碩田中学校区新設校開校準備委員会

平成27年度 開校準備委員会・専門部会のスケジュール(案)

	開校準備委員会	専門部会		
		学校部会	学校支援部会	施設部会
27年度				
4月	4/21 第1回開校準備委員会 →	部会付託事項	部会付託事項	部会付託事項
5月		5/11 専門部会①	5/11 専門部会①	5/11 専門部会①
6月		専門部会②	専門部会②	専門部会②
7月		専門部会③	専門部会③	専門部会③
8月	8/18 第2回開校準備委員会 ←	委員会報告	委員会報告	委員会報告
		専門部会④	専門部会④	専門部会④
9月		専門部会⑤	専門部会⑤	専門部会⑤
10月		専門部会⑥	専門部会⑥	専門部会⑥
11月	11/17 第3回開校準備委員会 ←	委員会報告	委員会報告	委員会報告
		専門部会⑦	専門部会⑦	専門部会⑦
12月		専門部会⑧	専門部会⑧	専門部会⑧
1月		専門部会⑨	専門部会⑨	専門部会⑨
2月	2/16 第4回開校準備委員会 ←	委員会報告	委員会報告	委員会報告
		専門部会⑩	専門部会⑩	専門部会⑩
3月		専門部会⑪	専門部会⑪	専門部会⑪

専門部会 学校部会：新設校の開校準備に関すること

校区等	氏名	役職等
校長 PTA会長		荷揚町小学校長
		中島小学校PTA会長
碩田中学校		碩田中学校 教職員
		碩田中学校 保護者
荷揚校区		荷揚町小学校 教職員
		荷揚町小学校 保護者
中島校区		中島小学校 教職員
		中島小学校 保護者
住吉校区		住吉小学校 教職員
		住吉小学校 保護者
大分市		学校教育課 職員
		学校施設課 職員
		教育企画課 職員

専門部会 学校支援部会：学校支援に関すること

校区等	氏名	役職等
校長 PTA会長		中島小学校長
		住吉小学校PTA会長
碩田中学校		碩田中学校 教職員
		碩田中学校 保護者
荷揚校区		荷揚町小学校 教職員
		荷揚町小学校 保護者
中島校区		中島小学校 教職員
		中島小学校 保護者
住吉校区		住吉小学校 教職員
		住吉小学校 保護者
大分市		教育企画課 職員
		学校教育課 職員
		学校施設課 職員
		社会教育課 職員

専門部会

施設部会：新設校の施設の開放や利用に関すること

校区等	氏名	役職等
校長 PTA会長		住吉小学校長
		荷揚町小学校PTA会長
碩田中学校		碩田中学校 教職員
		碩田中学校 保護者
荷揚校区		荷揚町小学校 教職員
		荷揚町小学校 保護者
中島校区		中島小学校 教職員
		中島小学校 保護者
住吉校区		住吉小学校 教職員
		住吉小学校 保護者
大分市		学校施設課 職員
		スポーツ・健康教育課 職員
		教育企画課 職員
		社会教育課 職員

* 必要に応じて、会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。